

<p>行政管理課長</p>	<p>時間となりましたので、中津川市個人情報保護審査会を開会いたします。私は審査会の事務局伊藤と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事は、約1時間程度の予定で進めさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>まず最初に、昨年新しい任期が始まって以来、初めての開催のため、本審査会の細則が規定されております「中津川市附属機関の設置等に関する条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、会長及び副会長を互選させていただきたいと思っております。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>会長には後藤委員、副会長には森田委員を提案させていただきます。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>今、佐藤委員から会長に後藤委員、副会長に森田委員をとというご提案を頂きましたが、いかがでしょうか。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>ご異議が無いようですので、会長は後藤委員、副会長は森田委員と決定させていただきます。</p>
<p>行政管理課長</p>	<p>後藤会長、ご挨拶とその後の議事進行も合わせてよろしくお願いいたします。</p>
<p>後藤会長</p>	<p>後藤と申します。メンバーは変わらないので、特に新しいことを申し上げる必要はないと思っております。</p> <p>昨今個人情報の保護ということで非常に重要な問題となっております。引き続き、ご協力を得まして適切な個人情報の保護に関する審査会の運営をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>では、早速ですが議事に入らせていただきます。平成24年11月26日付けで、中津川市長から当審査会に対して諮問第1号(別添①)のとおり民生委員への個人情報の提供について諮問されております。</p> <p>中津川市個人情報保護条例(別添②)第7条第1項第4号にありますとおり、「前3号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めた場合」には、個人情報の外部提供の制限が解除されることとなります。</p> <p>今回の諮問事項であります、民生委員への個人情報の提供について、市の担当課であります高齢支援課からご説明をお願いします。</p>
<p>高齢支援課長</p>	<p>高齢支援課の小縣です。よろしくお願いいたします。</p> <p>お手元に資料として、必要性という1枚のレジュメと国県からの通知</p>

文書があわせて3枚の資料で用意させていただきました。それを参考に
していただければと思います。

それでは、1枚目の「必要性について」を基に説明をさせていただきます。

民生委員へ個人情報の開示をすることの必要性ということで、個人情報
の利用の目的ですが、民生委員が65歳以上の高齢者の情報を利用
し、地域において支援を必要とする方を把握し、見守り等の適切な支援
活動につなげることが目的となります。具体的な個人情報の内容につい
ては、住民基本台帳に基づく情報で、高齢支援課が持ちます住民情報に
より、市内65歳以上の方の氏名、振り仮名、性別、生年月日、世帯主
名、続柄、住所、町内会名を提供することになります。

個人情報の開示が必要となっている背景ですが、地域で亡くなられた
ことに近隣の方々が気付かず、相当日数が経過してから発見される孤立
死の問題が増えています。

また、国県から、民生委員が日頃地域の住民の状況を適切に把握して
おくために必要な情報提供を促す通知が相次いで出されております。資
料の3枚目にまとめて具体的な内容が記載してあります。2枚目の裏表
に具体的な通知の内容が付けてありますので参考にいただければ
と思います。

また、一昨年3月11日に発生しました東日本大震災をはじめ、各地
域で自然災害が多発する中、援護を必要とする方の確実な情報把握が重要
な課題ともなっています。

日常の見守りネットワーク活動を通じて、災害時に避難支援を必要と
する方の状況を把握するとともに、日頃からの声掛けの重要性も再認識
されてきています。

以上のことを受けまして、法令に規定された非常勤の特別職でもあり
ます民生委員が民生委員法14条に定められた職務である住民の生活
状況を適切に把握し、相談、助言、支援を行い、必要な福祉サービスな
どにつなげていくためには、個人情報の提供が必要と考えます。

現在、中津川市の民生委員においては、独居や高齢者世帯の情報を得
るのに大変苦慮している状況であり、町内会に入っていない方、また転
入者、アパートに居住している方の情報については、地域の噂など少な
い情報の中で得ているのが実情です。このような状況では真に支援を必
要とする方の発見を遅らせる大きな要因ともなりかねず、民生委員の見
守りに必要な個人情報の開示は必要であると考えています。

東濃地区の他市の状況についてですが、資料に記載のとおり、多治見、
瑞浪、恵那については既に開示しているのが現状でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

後藤会長

諮問事項の審議に入ります。高齢支援課からの説明に対して質疑があ

	れば伺います。忌憚のないご意見をどうぞ。
後藤会長	昨今の高齢化社会ということでマスコミでもこの種の問題は取り上げられてるわけですが、何ととっても個人情報ということになると、取扱いが非常に慎重にならざるを得ないと思いますが、この点についてご意見がありましたらどうぞ。
後藤会長	では、私からうかがいます。先ほど非常勤の特別職の地方公務員だと説明されましたが、守秘義務関係の法令上の根拠は？
高齢支援課長	民生委員法に該当しますので、公務員と同等の守秘義務がうたわれています。
後藤会長	得られる情報は、紙媒体とかあると思いますが、どういうもので渡されるのですか？
高齢支援課長	紙で渡します。他の媒体ですと情報が漏れるという問題もでてきます。中津川市では224名の民生委員がいます。市内15地区に民生委員の協議会があり、その会長がいますのでその会長に管理していただく。各協議会に1冊綴じたものを渡して、毎年情報を更新する時に返していただきます。そういった形で他には絶対漏れないようにします。 15地区の地域ごとの情報を渡します。
後藤会長	会長さんと地域ごとの情報との関係を説明してください。
高齢支援課長	市全体では連合会という民生委員の会があります。その中で15地区に民生委員協議会があります。その民生員協議会にも会長さんがいますので、その会長さんに渡します。その会の中で1冊のものを管理していただきます。あくまで情報を全て渡すのではなく、各民生委員さんが持っている情報の資料としていただく。協議会長さんに渡しますが、各民生員さんにはそれぞれ見ていただきますので、開示の対象は民生委員としています。毎月定例会を開催していますので、その中で必要な情報は得ていただきます。
後藤会長	一つの協議会で何人の高齢者が対象となっているか？
高齢支援課長	中津川市は合併して、大きいところ小さいところありますが、一番大きいところで民生委員さんが27名、一番小さいところで5名で、規模としては大小あります。

後藤会長	連合会には1冊、全部のものが行くのですか？
高齢支援課長	連合会には渡す予定はないです。各地域の支援ということで各地域に渡します。
森田委員	私も随分前に民生委員をやらせていただきました。主人が区長をしていました。区長は世帯調査票というものを持っていましたので、それでわかるし、今の民生委員も区長のところへ行って、それで独居とかの情報を全部把握しているようです。民生委員が持っていなくてもわかるみたいですね？
高齢支援課長	ところが、区長の持っている世帯票も最近出せなくなって、全部確認できない地域が出てきていて、特にアパートとか転入者の情報が得られない状況です。区長さんの持っている名簿を民生委員さんが見ることは問題があるのではないかと考えられます。市から民生委員さんに情報を渡すのが本来の姿だと考えます。現在民生委員さんが持っている情報は引き継がれた情報と、民生委員さん個人が集められた情報で、漏れがあって、それを埋めるために提供が必要と考えます。
高齢支援課長補佐	最近では、区長さんも調査していない地区が増えています。
後藤会長	これまでは便宜的にそういう情報があったということですが、これからは公式に情報が提供されるという、これは止むを得ないという趣旨で受け止めればよろしいでしょうか？
高齢支援課長	はい。
後藤会長	条例7条の実施機関とは？
事務局	これは、市長であったり教育委員会であったりということです。
後藤会長	その第2項に実施機関に課せられた義務としてありますが、今回審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めた場合というのは、この義務の解除になるという解釈ですか？
事務局	第1項第4号で公益性が認められれば、第2項でいう本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するというのは当たらないと考えます。
後藤会長	分冊をお渡しになるときには、特に各民生委員さんに対して、こういう点に注意してとか、あるいは制度的な安全策とか、マニュアルの提示

	<p>とか、お考えでしょうか？それとも地公法上の義務のある方々ですからその点を念を押して慎重に扱ってくださいとして渡すのか、その辺はどうですか？</p>
高齡支援課長	<p>民生委員さんには毎年研修会が開催されていて、当然受講していただいています。今回情報を提供するに当たっては、それなりの注意喚起、説明をしたうえでお渡しすることを考えています。</p>
後藤会長	<p>7条3項で、「実施機関は、第1項第3号又は第4号の規定により目的外利用又は外部提供をした場合で、特に必要があると認めるときは、当該本人にその旨を通知するものとする。」という規定がありますが、これはご本人さんたちにメリットになるということで、特に通知をしなくてはいけないということはないというご判断ですね？</p>
事務局	<p>はい。その判断です。</p>
後藤会長	<p>あつてはならないことですが、万一それが漏れたとか、例えば携帯電話の会社で持っていた名簿が公衆電話の上に置いてあったとかあるわけですが、こういったことについては市の責任になるのでしょうか？それがもし悪用されたときに法的責任は？もちろん1次的には民生委員さんに義務があるわけですが、国家賠償法上のことから言えば市の責任分野になるのでしょうか？皆さん見識のある方ばかりですから心配は無いんですが・・・</p> <p>もう少し具体的に言いますと、例えは悪いですが、猟銃は許可を得たら置く場所は鍵がかかっているところと決まっていますよね。この場合協議会長さん自身が事務所を持っているわけでは無いと思いますので、自宅になると思いますが、その辺は大丈夫かなという気がします。講習会できちっとやるということでしょうか？</p>
高齡支援課長	<p>徹底させていただくとしか言えないです。</p>
後藤会長	<p>制度の目的そのものは、当たり前というか当然やらなくてはいけないことだとは思いますが、中身は名前、振り仮名、性別、生年月日、世帯主名などで、電話番号は入ってますか？</p>
高齡支援課長	<p>電話番号は入っていません。</p>
後藤会長	<p>27名から5名のあいだというのは、だいたい顔見知りの方ばかりですか？</p>

高齢支援課長	顔見知りであればよろしいですが、分からない方もみえるということで情報を出していかなければならないところがあります。
森田委員	アパートとかマンションとかだと分かりませんね。個人の家なら大概分かりますけど。
後藤会長	一番先行して始めているところは？多治見、瑞浪、恵那とありますが。
高齢支援課長補佐	管内ですと多治見がずっと前からやっけていまして、個人情報保護のことが言われるずっと前から開示しています。みなし法令ということでそのまま開示を続けています。
後藤会長	実際の運用例として問題になったことは聞いてませんか？
高齢支援課長補佐	ないですね。
後藤会長	だいたい同じように協議会単位での開示なのか。事前に知っていないと業務できないですね。隣の家が誰かわからないとなってから探したのではしょうがない。民生委員さんってよく知らないのですが直接そういう人たちに会いに行かれるのですか？
森田委員	会いにも行きますし、向こうから来てほしいと言われたときにも行きます。
後藤会長	もう足腰が立たなくなって家に居るような人が分かれると民生委員さんたちは自分から行くのですね。
森田委員	施設を紹介したり、高齢者の方には緊急ベルを付けたらどうですか、というようなことをします。
高齢支援課長補佐	職務として民生委員法に記されていることが5項目ありまして 1番が住民の生活状況を必要に応じ適切に把握しておくこと。 2番目が援助を必要とする者がその有する能力によって自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 3番目は援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報を提供その他の援助を行うこと。 など、5項目の職務が決められていて、やって下さっています。
後藤会長	元々、法の建て付けとしては援助を必要とするという情報が民生委員

	<p>に来て、それで指導するのですが、自分で声出して助けてと言えたり、外へ出られる方の場合はそれでいいですが、今回のケースはまさにそこまで行けなくなってしまった方に対するものですね。まさに昨今の事情に基づく取扱いということですね。</p> <p>ほかにありますか？</p>
森田委員	<p>災害が起きたときに独居老人とか体の弱い方を優先的に安全な所へ誘導するには、知っていないと助けてあげられないから大切なことだと思います。</p>
佐藤委員	<p>この個人情報の内容は、ここに挙げられている他には提供されることはないですか？</p>
高齢支援課長	<p>具体的な内容についてはここにうたわれた部分のみと考えています。</p>
後藤会長	<p>他の機関へということでは、警察なんかは刑事訴訟法に基づいて照会があった場合はもちろん出すと思いますが、それ以外の場合ですとこの民生委員への提供となるということでしょうか。</p>
高齢支援課長	<p>特別他のことが関わらない場合は民生委員さんへの情報となり、そこから先へは出て行かない。ただ、災害時の要援護者の緊急時の部分については民生委員さんだけではなくて警察、消防へ出すということは法令で別にうたわれておりますので、その場合は今回の開示とは別の話として出していきます。</p>
後藤会長	<p>民間企業の場合プライバシーポリシーがあって、その取扱いで問題になるのは、刑事訴訟法上の対応は公益上のことであり問題ないと思うんですが、民事訴訟法で文書送付嘱託とか調査嘱託といった手続きがあって、主に官公庁なんかは共助の関係でやる場合が多いですけど、もう少し広く解釈されていて、協議会長宅にあるということですので、それを採用するかどうか分かりませんが、任意で協力するような場合があって、そういうものに対してどう対策されるのか、この辺はかなり細かいマニャックな問題になりますが、民生委員さんに対する取り組みの中で考えられる、想定問答などもその一つになるかもしれませんが、具体的に支援課さんの方で考えられていますか？</p>
高齢支援課長	<p>具体的にはありませんが、あくまで今回開示する資料は、民生委員さんへの資料の提供ですので、他に出すことについては、全てダメという考え方が大事だと思っています。あとその資料は民生委員さんそれぞれが支援する方の台帳を作っていくので、その基となる資料としてこの情</p>

	<p>報を開示することになりますので、あそこに誰かいるみたいだけど分からないというときに、参考にさせていただく資料と考えていますので、それ以外の目的には使わないという考え方です。</p>
後藤会長	<p>その台帳の方が個人情報ですね。</p>
高齢支援課長	<p>そうです。それは民生委員さんが集めた資料ですので、その方が民生委員が出すことは問題があると・・・</p>
後藤会長	<p>台帳は昔からあるんですか？</p>
高齢支援課長	<p>台帳は、それぞれ民生員さんが持ってみえます。支援する対象者の台帳となりますので・・・</p>
後藤会長	<p>高齢者で自分の個人情報を発信できないような人たちの基を提供するというのでしょうか？</p>
高齢支援課長	<p>はい。支援の基となる資料と考えています。</p>
森田委員	<p>民生委員には任期がありますよね。それが終わったとき民生委員さんが持っている自分の資料はどうされますか？</p>
高齢支援課長	<p>台帳は次の方に引き継ぎます。今回提供する情報につきましては、毎年4月1日の情報という形で提供させていただくものは毎年回収させていただきます。</p>
後藤会長	<p>昔なら隣の何とかさんは何処で働いているとみんな知っていた時代ですが、今回はそういうことも出来っこないので、止むを得ない制度ではないかと思えます。</p> <p>だいぶ質疑も出たと思うのですが、審議について補充した方が良いことがあればその説明をお願いします。</p>
高齢支援課長	<p>補足になりますが、民生委員さんの活動は地域福祉の分野になりますが、中津川市の地域福祉計画の中で基本的な考え方を基本理念、基本目標という形でうたっています。その中で誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して健やかに暮らせるまち、それから、お互いさまの気持ちを持って共に生き、支え合う社会、という基本の理念を持っています。それを実現するためには、今回の情報提供は大事で、地域を支えていくその中心となっていただく民生委員さんになりますので、それを考えると必要であると考えます。</p>

佐藤委員	1年で更新ということですが、その間に新たに発見されたといいますか、追加リストはどのように？
高齢支援課長	今、考えているのは、あくまで資料ですので、毎年4月1日の情報としてお渡しして、情報の漏れを補完していただくという考え方です。随時となりますと情報も非常に出て行きますし、非常に煩雑になる、それから情報開示の問題もありますので、年1回4月1日ということで、住民基本台帳から抽出した高齢者情報をお渡しして、翌年4月1日に新しい情報と入れ替えさせていただくという形で考えています。
後藤会長	今佐藤先生が言われたのは、そこに新たに転居してこられて同居を始めた場合、名簿上抜けていることになりましたが、それはどうなりますか？
高齢支援課長	最大で1年間は漏れることになりましたが、そこまでの補完はちょっと厳しい・・・
後藤会長	その点は、今回の審議の中身というよりは制度的な問題ですね。サービスの面でどう対応されているのか、場合によっては新たな審査会が必要になるという話になるかもしれないですね。
高齢支援課長	中津川市の場合、その他にも在宅介護支援センターとか色々な形で個人の状態を見る体制も執っていて、いろんな形で補完して守るべき人を守ることを考えています。その一環として民生委員さんの活動も充実していくということで、出ささせていただくということです。
後藤会長	個人情報ですから、知っている人が別に居るわけで、その人からの伝達のようなもの当然あるにはあると思いますがそれはこちらの責任の範囲とは別の話。そこが先ほど補完していただいた計画、これはどういうものに基づくものですか？
高齢支援課長	社会福祉法の中で地域福祉計画を作ることになっています。
高齢支援課長補佐	中津川市では平成21年度から26年度までの計画になっています。
森田委員	任期が切れたら、その資料は次の民生委員に渡されるということですが、民生委員と高齢者がある程度信頼関係を築いていますが、もしその方が次の民生委員さんには知られたくないという、もしそんなことが起きたらどうなるかなと・・・

高齡支援課長	<p>新しい民生委員さんとの引継の中での話になると思いますが、この方はこういう情報ですということになります、台帳にある方は支援が必要な方ですので、その方の個人情報として、この方はこういう形で対応していただかなければならない人ですという引継をしていただくことになります。退職されても民生委員として得た情報は守秘義務がついて回りますので、それは出せないということになります。</p>
後藤会長	<p>それぞれの安全装置が色々なところで決められている、その中で真摯に守っていただくしかないかなと思います。</p> <p>これで審議を終了させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか？</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、終了させていただきまして、高齡支援課の方はこれで退席させていただきます。</p> <p>これから5分ほど休憩をいただきまして、休憩の間にただいまの審議内容に基づきまして、中津川市長への答申の案を作成します。</p> <p>再開後、答申の案についてご審議いただくこととします。</p>
行政管理課長	<p>ただいまから、16時45分まで休憩といたします。</p>
後藤会長	<p>時間になりましたので、審査会を再開します。</p> <p>お手元に答申案を配布させていただきましたので、ご審議をお願いします。</p> <p>審査会の意見を最初に結論として述べて、判決でいえば主文のようなものですが、公益性があると判断して、先ほどの諮問1号でご提案のあった、住民基本台帳情報のうち、満65歳以上の住民に係る氏名、振り仮名、性別、生年月日、世帯主名、続柄、住所、町内会名を中津川市の区域内に置かれた民生委員法第5条の規定に基づき厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員に提供することに公益性がある、それをそう判断した理由は、65歳以上の高齢者情報を提供することは、現在、情報の把握に苦慮している民生委員が、援助を必要とする者の生活状況等を適切に把握し、相談、助言、援助、福祉サービスを適切に利用するための情報の提供、地域での見守り活動等、本来の民生委員の職務の円滑な遂行につながる。これは皆さんと意見が一致していると思います。民生委員の円滑な職務の遂行は、地域で支え合う仕組み作りに寄与して、中津川市地域福祉計画の基本理念であるだれもが住み慣れた地域で、その人らしく、安心して健やかに暮らせるまちの実現、お互いさまの気持ちを持</p>

って共に生き、支え合う社会の実現に資すると考えられるという住民サービス側からの見解がありまして、さきほど言いました主文にあたる意見として、情報を提供することは公益性があると判断する、といこととでございます。守秘義務の点については、外部提供先が民生委員法上の規定に基づき委嘱をうけた民生委員で、守秘義務をそもそも負っていて、そこで担保されます。

高齢支援課さんからの今後のフォローとして具体的な個人情報の保護は技術的な、テクニカルな部分がありますので、そのご指導は期待できます。その点は答申とは直接関係ないので要望いたしまして、答申そのものは、この案でよろしいかと思いますが、いかがでしょうか？よろしいですか？

(各委員、了承)

それでは、異議なしということで、この答申案でご了承いただきました。

近日中に事務局において手続を経て、中津川市長へ答申してもらいますのでよろしくお願いいたします。

以上で中津川市個人情報保護審査会を閉会します。

ありがとうございました。